

行政機関等匿名加工情報の提供等の実施に関する規程

平成 29 年 11 月 1 日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第 7 9 号

最新改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）における行政機関等匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）の提供に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 行政機関等匿名加工情報の提案の募集対象となる個人情報ファイルは、第 10 条第 1 項一号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載したものを対象とする。

(定義)

第 3 条 この規程において使用する用語は、個人情報保護法及び個人情報保護規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第 50 号。以下「個人情報保護規程」という。）並びにこの規程に定めるところによる。

(提案の募集の方法)

第 4 条 機構は、行政機関等匿名加工情報の提案（以下「提案」という。）の募集を、毎年度 1 回以上、当該募集開始の日から 30 日以上期間を定めて、機構のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(提案の方法等)

第 5 条 前条の募集に応じて、個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者（以下「提案をする者」という。）は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した提案書（様式第 1。以下「様式第 1」という。）を提出しなければならない。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
- 三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第 9 条で定める基準による加工の方法を特定するに足りる事項
- 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
- 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 八 提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供方法。

2 前項の提案を代理人によって行う場合にあつては、様式第 1 に該代理人の権限を証する書面を添えて行う。この場合において、次項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

3 様式第 1 には、次に掲げる書面及び書類を添付しなければならない。

- 一 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次のいずれかの書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの。
 - イ 運転免許証
 - ロ 健康保険の被保険者証

ハ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号） 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード

ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード

ホ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書

ヘ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている次のいずれかの書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの。

イ 登記事項証明書で提案の日前 6 月以内に作成されたもの

ロ 印鑑登録証明書で提案の日前 6 月以内に作成されたもの

ハ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類

四 提案をする者が次の欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式第 2。以下「様式第 2」という。）

イ 未成年者

ロ 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ニ 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

ホ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者

ヘ 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

五 第 1 項第五号に掲げる事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

4 第 1 項の規定により提出された書面又は第 3 項の規定により添付された書類等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第 1 項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（提案の審査等）

第 6 条 機構は、前条第 1 項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 前条第 1 項の提案をした者が前条第 3 項第四号の欠格事由のいずれにも該当しないこと。

二 前条第 1 項第三号に掲げる行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 前条第 1 項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第 9 条に掲げる基準に適合するものであること。

四 前条第 1 項第五号に掲げる事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 前条第 1 項第六号に掲げる期間が同項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。

六 前条第1項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び同項第七号の措置が行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 機構が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に機構の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第7条 前条の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が前条各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該提案をした者（以下「当該提案者」という。）に対し、次に掲げる事項を審査結果通知書（様式第3。以下「様式第3」という。）により通知するものとする。

- 一 機構との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- 二 納付すべき利用料の額
- 三 利用料の納付方法
- 四 利用料の納付期限
- 五 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

2 前項による通知は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する申込書（様式第4。以下「様式第4」という。）を添えて行うものとする。

3 前条の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が前条各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（不適合）（様式第5。以下「様式第5」という。）により当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、機構に対し、様式第4を提出するものとする。

2 前項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する当該提案者は、第7条第1項第二号の利用料の額を第12条第4項の方法により納付し、銀行口座又は郵便貯金口座への振込み票を前項の様式第4に添付する。

3 機構は、前二項に規定する書類等を受領した場合は、当該提案をした者との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第9条 機構は、前条第3項の契約を締結した後、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、次に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に機構において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（個人情報ファイル簿への記載）

第10条 機構は、機構が保有している個人情報ファイルが個人情報保護法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第4条の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 機構の名称及び所在地

2 前条の規定により行政機関等匿名加工情報を作成したときは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載する。

- 一 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- 二 機構の名称及び所在地
- 三 作成された行政機関等匿名加工情報の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第11条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第2項各号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第8条第3項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条から第8条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第5条第1項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、「様式第1」とあるのは「様式第6」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第9条で定める基準による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同条第2項及び第3項中「様式第1」とあるのは「様式第6」と、第6条中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、第7条第1項中「前条各号」とあるのは「前条第一号及び第四号から第七号まで」と、「様式第3」とあるのは「様式第7」と、同条第3項中「前条各号」とあるのは「前条第一号及び第四号から第七号まで」と、「様式第5」とあるのは「様式第8」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る利用料等）

第12条 第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない第7条第1項第二号の利用料の額は、第5条の提案に係る基本事務に対応する金額として提案1件当たり21,000円（非課税）の額に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）一時間まで毎に3,950円（非課税）
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に受託者に対して支払う実費（課税）

2 第11条第2項において準用する第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない第7条第1項第二号の利用料の額は、次の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 前項に定める利用料の額と同一の額
- 二 第8条の規定（第11条第2項において準用する場合を含む。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 提案1件当たり12,600円（非課税）

3 前二項の規定に基づき納付があった利用料が実際に要した経費等の額との乖離が生じた場合であっても、差額の還付や追加納付は行わない。ただし、様式第3で示した利用料の額に形式的な誤りが判明した場合はこの限りではない。

4 第1項及び第2項に定める利用料は、機構が指定する銀行口座又は郵便貯金口座への振込みの方法によって納付しなければならない。

5 当該提案者は、本条の利用料のほか送料を納付して、行政機関等匿名加工情報の提供を求めることができる。この場合において、当該送料は、原則郵便切手で納付する。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第13条 第8条で契約の締結を行った契約相手方が次のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第5条第3項第四号(第11条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(行政機関等匿名加工情報等の識別行為の禁止)

第14条 機構は行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 機構は、次に定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限の及び責任を明確に定めること。
- 二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 前二項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合に準用する。

(従事者の義務)

第15条 次に掲げる者は、その業務に関し知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する機構の役員若しくは職員(派遣労働者を含む。)又はこれらの職にあつた者
- 二 前条第3項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(規程等の閲覧)

第16条 この規程は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(苦情処理)

第17条 機構は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律第 110 条第 1 項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、独立行政法人日本貿易振興機構のウェブサイトにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第 110 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2

誓 約 書

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 殿

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

個人情報保護に関する法律 第 110 条第 3 項
第 116 条第 2 項において準用する第 110 条第 3 項 の規定
により提案する者（及びその役員）が、同法第 111 条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料（又は利用料）を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第 59 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料（又は利用料）

- (1) 納付すべき手数料（又は利用料）の額
- (2) 手数料（又は利用料）の納付方法
- (3) 手数料（又は利用料）の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
個人情報保護に関する法律 第 113 条 の規定により
第 116 条第 2 項で準用する第 113 条
行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 (又は利用料) は、個人情報保護に関する法律施行規則別記様式第九 (第 59 条第 1 項関係) により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

収入印紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」
について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6

作成された行政機関等匿名加工情報とその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報保護に関する法律 第 116 条第 1 項前段 の規定により、以下のとおり作成
第 116 条第 1 項後段

された行政機関等匿名加工情報とその用に供して行う事業 (又は事業の変更) に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 115 条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。
また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 116 条第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第 116 条第 2 項で準用する第 112 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料(又は利用料)を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第 59 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料(又は利用料)

- (1) 納付すべき手数料(又は利用料)の額
- (2) 手数料(又は利用料)の納付方法
- (3) 手数料(又は利用料)の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 116 条第 2 項で準用する第 112 条第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 116 条第 2 項で準用する第 112 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 116 条第 2 項で準用する第 112 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。